

## 消防設備点検及び防火設備定期検査業務仕様書

本業務は、本仕様書に従って実施すること。なお、本書に示されていない事項で軽微な業務については、甲乙協議のうえ実施の有無について決定すること。

- 1 実施場所 岐阜県多治見市前畑町 5-161 岐阜県立多治見病院  
岐阜県多治見市月見町 1-31-1 フロラール月見  
岐阜県多治見市池田町 2丁目 10-1 保育所
- 2 実施期日 契約締結日 ～ 令和8年3月31日
- 3 業務内容
  - 1) 次の消防設備の機器点検を2回、総合点検を1回それぞれ実施する。  
点検実施時期は8月および2月を想定
    - ① 火災報知設備
    - ② ガス漏れ警報設備
    - ③ 防災設備
    - ④ 非常通報装置設備
    - ⑤ 屋内・屋外消火栓設備
    - ⑥ 連結送水管設備
    - ⑦ スプリンクラー設備
    - ⑧ ハロゲン化物消火設備
    - ⑨ 移動式粉末消火設備
    - ⑩ 消防用水設備
    - ⑪ 誘導灯設備
    - ⑫ 非常放送設備
    - ⑬ 消火器
    - ⑭ 非常灯
    - ⑮ 屋内・屋外消火栓ホース耐圧試験
    - ⑯ 連結送水管耐圧性能試験
    - ⑰ 防火設備定期検査
    - ⑱ 報告書作成
    - ⑲ 防災管理者点検
  - ※各設備の個数等については別添シートをご参照ください
  - 2) 点検内容及び点検方法については、消防庁告示第3号に基づき実施する。
  - 3) 点検の結果、不良箇所があった場合、不良箇所の一覧表を作成し提出すること。
  - 4) 消防法第17条の3の3及び第36条、消防法施行規則第31条の6により点検報告書を2部作成し、多治見南消防署に提出し、受付捺印後、1部を甲に提出するものとする。
  - 5) 建築基準法第12条に基づく点検は、点検報告書を2部作成し、岐阜県東濃建築事務所に提出し、受付捺印後、1部を甲に提出するものとする。
- 4 その他
  - 1) 作業の実施にあたっては、甲と事前協議し、作業日程及び具体的な内容について、文書により事前に報告すること。  
作業実施中に不都合等が生じた場合、速やかに甲と協議すること。
  - 2) 乙は、点検を実施する作業予定員の保守点検・設備点検有資格者であることを証明する認定書の写し及び一覧表を事前に提出すること。
  - 3) 安全対策を厳守し、良識の基に行うこと。
  - 4) 作業に際して、乙が建物及び付属設備等に損傷を与えた場合は甲に連絡し、速やかに原型に修復すること。